

策定年度	平成16年度
変更年度	平成17年度
変更年度	平成18年度

# 犬山地域水田農業ビジョン

平成19年3月

犬山地域水田農業推進協議会

## 目 次

1	犬山市の水田農業のあるべき姿	1
	(1) 水田農業の現状	1
	(2) 水田における作物振興と水田営農の在り方	1
	(3) 担い手の育成による水田農業の活性化	3
	(4) 関係機関（ＪＡ、市、県）が中心となって取り組む課題	3
2	目標の設定	4
	(1) 販売作物の作付計画と販売計画	4
	(2) 振興作物の作付計画（面積）	4
	(3) 担い手の要件	5
	(4) 担い手の育成と土地利用集積の目標	6
3	ビジョン実現のための手段	7
	(1) 水田農業構造改革交付金の活用	7
	(2) 関連事業	7

# 1 犬山市の水田農業のあるべき姿

## (1) 水田農業の現状

本市は、濃尾平野の最北部、愛岐丘陵の北西部に位置し、北は木曾川を隔て岐阜県各務原市・坂祝町、東は岐阜県可児市・多治見市、南と西は春日井市・小牧市・扶桑町及び大口町に接している。名古屋市までは約 25km の距離にあり、東名高速道路、中央自動車道及び名古屋空港にも近く、交通条件に恵まれた地域である。平坦地は市街地と農地、丘陵地はほとんどが森林でその間に農地が散在している。

本市の農業は、昭和 30 年代後半から昭和 45 年までの高度経済成長期に大きく変化した。都市化、工業化の進展により農地が減少し、兼業農家の増加と若年労働者の他産業への流出により、農業者の老齢化と後継者不足が目立つようになった。

水田は全耕地 1,010ha のうち 663ha あり約 65% を占め、平坦地を中心に基盤整備はほぼ終了している。農業用水のほとんどがため池かんがいのため、田植が 6 月上、中旬を中心に行われる普通期栽培であることが特徴である。また、1 戸当たりの水田面積が小さく、農作業条件が不利となる中山間部を中心に耕作放棄地が増加している。

米の流通は、農家 1 戸当たりの生産数量が少ないことから縁故米、直売の割合が高くなっている。そのため、米の計画的生産に対する意識が薄く、一部地域で担い手による麦作が行われているものの、ほとんどの地域では米の計画的生産が実施されていない。

## (2) 水田における作物振興と水田営農の在り方

水田における土地利用型作物は、消費者・実需者の期待に応えた生産量・品質を確保しながら、計画的な水稻の作付けを図るとともに、ほ場条件に恵まれた地域では担い手による麦作を推進し、生産・品質管理システムの整備を図りながら産地体制を強化する。

また、地力増進と農村景観の向上を図るためレンゲ栽培を推進する。

## ア 水稲

水稲では、従来どおり普通期栽培の中生品種「あいちのかおり」を主力に、作期分散を図るため早生品種「あさひの夢」を補完品種として位置づけ、より一層の計画的な生産を図っていく。

また、食の安全を推進するため、トレーサビリティシステムにも積極的に取り組み、産地イメージの向上に努める。

## イ 麦

麦では、透排水が良好で麦作に適した土壌条件の地域を中心に小麦「農林61号」の作付けを図りながら、品質が良好で成熟期の早い「イワイノダイチ」の導入を検討していく。また、より一層の品質向上と生産安定を目標に、生産・品質管理システムの整備を図り、生産振興に努めていく。

## ウ レンゲ

麦作に不向きな水田や耕作放棄地には、レンゲなどの地力増進効果のある景観作物の作付けを奨励し、地力の増進による生産基盤の維持を図りながら、農村景観の形成に努める。

## エ 水田営農の在り方

水田における担い手は、各地域での農作業等を受託する農家に加え、平坦地では大規模に水田営農を展開する経営体が活躍している。これからの水田農業は、これらの担い手を中心となって、水田における土地利用型作物を効率的に低コストで生産していく必要がある。このため、集落組織と関係機関が中心となって、水稲作業の受委託、麦作の集団化に努めるとともに、連作障害を回避するため麦作団地のブロックローテーションにも将来的に取り組めるよう集落組織の育成を図っていく。

なお、水田における作物作付の拡大は、担い手に限定することなく振興を図ることも必要なことから、一般農家への推進も図る。同時に、栽培技術指導を充実し、作物作付に取り組む農業者の掘り起こしに努める必要がある。

### (3) 担い手の育成による水田農業を活性化

水田の担い手は、水稲、麦等の土地利用型作物を高性能農業機械一貫体系で栽培する大規模経営体を育成することを目標とする。しかし、育成にあたっては、初期投資が多額となること、経営基盤となる水田の全面受託、部分作業受託を短期間に集積することが容易ではないことから、必要とする担い手を簡単に育成することは困難と思われる。

このため、定年退職後に帰農した農業者や、主たる経営部門を持ちながら水田受託にも取り組む経営体等も重要な担い手として位置づけ、育成を図るものとする。

### (4) 関係機関（ＪＡ、市、県）が中心となって取り組む課題

犬山市の水田農業のあるべき姿を実現するため、以下の重点項目に取り組み、毎年、活動の評価を行うとともに、当ビジョンの内容の見直し等を行っていく。

実需者のニーズに対応した生産・販売計画の策定

担い手への土地利用集積の推進

小麦の生産技術と品質の向上

麦の安定生産に必要な基盤整備の推進

農地利用調整組織の育成、強化

景観作物の作付推進

## 2 目標の設定

### (1) 販売作物の作付と販売計画

販売作物は、水稻及び小麦とする。米は、縁故米の他、生産者から直接消費者及び米穀小売業者へ販売されることが多いため流通の実態が把握できない。そのため、米の販売数量はJAの自主流通米販売数量で示すこととする。また、小麦の販売は、JAあいち経済連がとりまとめる民間流通契約に基づき生産され全量JAが集荷する。そのため、小麦の販売数量はJAへの出荷数量とする。

#### 販売作物の作付、販売計画一覧

作物名	品 種 名		基準値 (平成15年)	現在の状況	目 標 数 値	
					平成19年	平成22年
水 稻	あいちのかおり	作付面積	328ha	345ha	320ha	320ha
		販売数量	98t	95t	108t	118t
	あさひの夢	作付面積	164ha	148ha	140ha	120ha
		販売数量	116t	60t	128t	140t
	計	作付面積	492ha	493ha	460ha	430ha
		販売数量	214t	155t	236t	258t
小 麦	農林61号	作付面積	5ha	4ha	7ha	10ha
		販売数量	12t	13t	17t	24t
	計	作付面積	5ha	4ha	7ha	10ha
		販売数量	12t	13t	17t	24t

### (2) 振興作物の作付計画（面積）

振興作物は、水田の地力維持や農村における景観形成による市民への「やすらぎ」、  
「うるおい」の提供という役割をもつ作物として位置づけられる。したがって、生産物が販売されることはないので、作付面積のみで目標設定する。

### 振興作物の作付計画一覧

作物名	基準値 (平成15年)	現在の状況	目標数値	
			平成19年	平成22年
レンゲ	4ha	4ha	10ha	20ha

### (3) 担い手の要件

当市の水田は、平坦地ばかりでなく丘陵地の間の一筆面積が比較的小さく、畦畔比率の高い水田も生産基盤を維持していかなければならない。また、現状において大規模稲作経営体が十分に育成されている状況にない。したがって、担い手については、経営面積要件は設定しないこととし、米の計画的生産を遵守しながら、水田における土地利用型作物に意欲的に取り組む経営体を担い手として位置づける。

#### 犬山市の水田担い手リスト

《省略》

#### (4) 担い手の育成と土地利用集積の目標

なお、土地利用集積による担い手の育成にあたっては、以下の項目に留意して推進することとする。

水田作大規模経営体への集積を推進

水田管理が畦畔も含めて十分に行われること

作付けの団地形成を推進

#### 担い手への水田委託目標(利用権設定)

	平成15年 (基準年)		現 在		平成19年		平成22年	
	面積	設定率	面積	設定率	面積	設定率	面積	設定率
利用権設定面積	27ha	3.6%	31ha	4.2%	45ha	6.0%	75ha	10.0%



### 3 ビジョン実現のための手段

#### (1) 水田農業構造改革交付金の活用

・ 麦、景観形成作物に対し助成される。なお、麦については、4 ha 以上の団地化又は土地利用の担い手への集積が必要となる。

・ 交付金を受けるには、生産調整の達成、かつ集荷円滑化対策（過剰米短期融資制度）の加入を条件とする。

#### 交付金額一覧

区 分	交 付 単 価
麦 (4ha以上の団地化又は 土地利用の担い手への集積が必要)	60,000円以内/10a
景観形成作物 (助成対象作物は、ナノハナ、ヒマワリ、 コスモス、花ショウブ、スイセン、ケイト ウ、レンゲ、マリーゴールドとする。)	10,000円以内/10a

#### (2) 関連事業

ア 品目横断的経営安定対策（認定農業者で一定規模以上の水田又は畑作経営を行うことが要件）

- ・ 諸外国との生産条件格差の是正のための対策として、生産コストと販売収入の差額について、過去の生産実績と各年の生産量・品質に基づく支払いが行われる。
- ・ 収入の変動による影響の緩和のための対策として、当核年の収入と基準期間の平均収入との差額を減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんを受ける。

イ 集荷円滑化対策（過剰米短期融資制度）

水田農業構造改革交付金の交付を受けるには、加入が必須となる。

拠出金額	1,500円/10a
------	------------